

その他のタイトル	Mercenaries and Contemporary International Law
	(1)
著者	藤田 久一
雑誌名	關西大學法學論集
巻	29
号	1
ページ	1-27
発行年	1979-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025866

傭兵と現代国際法(二)

藤 田 久

はしがき

傭兵制度の変遷と国際法――伝統的国際法における傭兵の位置

二 現代の傭兵と現代国際法

第二次世界大戦後の傭兵と国際社会の反応(以上本号)

口 傭兵をめぐる法的問題

おわりに 傭兵と国際人道法

はしがき

ゴ紛争、一九七○年代のアンゴラ紛争における傭兵使用がその代表的事例である。 た。ところが今日いくつかの武力紛争においてまたもや傭兵と呼ばれるものが用いられている。一九六〇年代のコン かけての時期であったといわれる。そして近代国家の勃興とその国民軍の形成とともに傭兵制度は衰退の途をたどっ 傭兵をめぐる論議は古くて新しい。傭兵の歴史は紀元前にまで遡りうるが、その最盛期は中世からルネサンス期に

傭兵と現代国際法(一)

<u>_</u>

その反響、さらに国際人道法外交会議における傭兵規定の審議にとくに顕著にあらわれているといえる。 まざまの法的議論を生み出している。 ところで、現代の傭兵に対する国際社会の反応は、かつてのそれに対するものとは異なりきわめて厳しく、 それは右の事例をめぐる国連の諸決議、アンゴラ人民共和国による傭兵裁判と

戦争における役割との比較における今日の傭兵の役割の著しい変化(軍隊の中心的構成部分からいわば「殺し屋」へ)、 もう一つには伝統的国際法から現代国際法への展開とそれによる傭兵の法的位置づけの相違、 では、なぜ傭兵使用が今日批判の対象とされるのであろうか。この理由を知るためには、一つにはかつての傭兵の を検討する必要がある

と思われる。

通じてみた傭兵をめぐる現代国際法上の問題性について概観したあと、 んでいるのであろうか。本稿は、傭兵制度の変遷と伝統的国際法における傭兵の位置づけ、および国連の実行などを 傭兵の役割の変化や国際法の性質の展開から今日の傭兵はどのように法的に位置づけられ、どこにその問題性が潜 それらを集約するかたちで国際人道法外交会

傭兵制度の変遷と国際法 伝統的国際法における傭兵の位置 議で展開された傭兵をめぐる議論を検討するなかで、右の問題に迫ろうとするものである。

の位置づけをみておく必要がある。 現代国際法上の傭兵の問題性を浮彫りにするためには、まず西欧近代国家を基盤とする伝統的国際法における傭兵

国で国王が封建的義務の定めた期間(この四○日間では大陸の騎行に不十分であった)を越えて兵士を保持しておく もっとも傭兵制度は、 伝統的国際法の形成期(一七~一八世紀)以前にむしろ盛んであった。まず一二世紀には英

兵からなる「勅令軍(Compagnies d'ordonnance)」が設立され、 これが常備軍の核となった。ところが多数のスイ 慣行を採り入れ、以後ヨーロッパにおける戦争ではこの傭兵制度が採用されることになった。中世の英仏 百 年 戦 争 (一三三七~一四五三年)の間に、兵士の俸給制度が一般化したといわれている。一四世紀にはフランスにおいて傭

ために給料を支払う慣行が生れ、フランスの国王も第二、第三次十字軍遠征(一一四六、一一八八年)のさいにこの

のとみる者もあった。しかし伝統的国際法の形成過程において実定法重視の傾向があらわれるとともに道徳面は背後のとみる者もあった。 認めながらも、道徳的レベルではいかなる戦争にもその正・不正に関係なく闘う用意のある傭兵を道徳的罪を犯すも なされ、その合法性も争われなかった。もっとも近世初頭の神学者や法学者のなかには、法的レベルでは傭兵使用を ス人傭兵が死亡した一五一五年マリニァン(Marignan)の戦闘以来、一六世紀には傭兵制度の凋落化の傾向があら しかしこの時代戦争が国王ないし君主間の闘いとみられていたかぎりでは、そのための傭兵使用は当然のこととみ

傭兵という職業の正当性については、大いに議論されてきた問題であるが、「私はこの問題を解くことがきわめて困 か傭兵を次のように兵役訓練とみて正当化さえしている。 の点について自由になる」として、主権者の許可を条件に自由人として正当に傭兵になりうることを認め、 義務に反する罪を犯すことになる。しかし主権者が彼らに武器のための性向に従う自由を与えるときには、 難であるとは思わない。 「傭兵とは、金銭のために、定まった給料のために国家の兵役に服することを自発的に約束する外国人 を いう。」 自らの主権者の明示または黙示の許可なしにかような約束をする者は、彼らの市民としての 「この傭兵は、戦争の職業を学ぶのであるから、 それのみ

傭兵と現代国際法(一)

に退き、バッテルは一七五八年に著した「国際法」の中で次のように傭兵を位置づけるに至った。

四

の祖国が彼の腕を必要とするならば、祖国の兵役服務がよりよくできることになろう。……この方法で臣民がよりよ 国の兵役において戦争の作戦の訓練を受けかつ軍人的熱意を保持しないならば、 を揺がす諸戦争の禍中にあってスイスが長い間享受している静謐、深遠な平和――この長い休息はもしその市民が外 る。」このような正当化がスイスを念頭においたものであることは、 く知ることが必要である学校に行くというこれだけの理由から、彼(=主権者)はそうしうる(許可しうる)のであ 引続く文章からも明らかである。「ヨーロッパ スイスにとってまったく致命的とな

されないかぎりその君主に戦争を宣言する正当な理由としてさえ認められている。(5) また募集者が外国の君主の命令で募集したことが確認されるなら、この企ては不法行為とみなされ、 および国民(Nation)の最も神聖な権利の一つを犯すことになる。これはいわゆる plagiat すなわち誘拐の犯罪であ 「主権者の許可なく外国において兵士を募集しようと企てる者および一般に他国の臣民を誘惑する者はだれでも君主 これをきわめて厳しく処罰しない文明国は存在しない。 傭兵募集について、バッテルは許可を条件とし無許可で募集する者を犯罪者とみなす厳しい立 外国募集者は容赦なくかつ正当に絞首刑に処せられる。」 適切な賠償がな

法が傭兵使用を合法化していたことを証明するための学説をバッテルに求める傾向があるように思われるが、 スの市民であったことから、 罪とみない)が、反面彼の著作はフランス革命を契機とする国民軍形成以前のものでありしかも彼自身傭兵王国スイ 1 以上のような傭兵に関するバッテルの叙述は、それ以前の法学者の傭兵観を一歩踏み越えている(つまり道徳的犯 ッパの軍隊制度とくにスイスのそれの歴史的状況のなかで彼の傭兵論の意味を探らねばならず、伝統的国際法 傭兵制度を積極的に評価する傾向が顕著である。 しかし注意すべきことは、伝統的国際 当時の

対象となるのである。(6) 用の問題として論じている。従って、傭兵の交戦資格や捕虜資格の問題そのものも提起されていない。またバッテル は主権者の許可を傭兵応募者にも募集者にも義務づけているが、一九世紀の中立法ではむしろ許可なしの傭兵が許容 伝統的国際法で問題となる中立法との関連で傭兵を位置づけるのではなく、主に平時における外国君主による傭兵雇 における傭兵の位置づけとの単純な同一視は皮相に傾くといわねばならない。つまり、バッテルの説は、

方の臣民又は市民のいかなる者をも勧誘し又は募集に努めることを許してはならない」(二一条)と規定した。 四年英米間で締結された「友好、通商及び航海条約」(ジェイ条約)は「両締約国の一方の敵がその軍務のために他 合衆国領域内での交戦国のための軍隊の募集を禁止し、翌年外国応募を規制する最初の法も制定された。また一七九(8) 国はその独立宣言(一七七六年)のなかでこの実行を非難した。一七九三年四月二二日の宣言でワシントン大統領は バッテル以後の傭兵をめぐる状況をみると、独立戦争当時英国王の派遣した傭兵の大軍に悩まされたアメリカ合衆

tionale "さらに "armée nationale" 〈)が国王の軍隊に対抗するため創設された。これは君主的忠誠にかわり愛 国心のために闘うその国民(Nation)のための軍隊であった。この国民軍制度はナポレオン戦争後も引続き採用され、 他方、フランス革命は軍隊の歴史にも一時期を画するものとなり、これまでの傭兵にかわって国民軍("garde na-

ったといってもよい。とはいえ傭兵またはそれに類する実行が全くなくなってしまったわけではなく、たとえば一八 上も実定法上も傭兵問題はほとんど取り上げられず、ただ一九世紀後半以後中立法との関連で取扱われるにすぎなか 一九世紀に入ると伝統的国際法は実定法化を実現していくが、傭兵制度から国民兵制度への展開を反映して、学説

五
へ
五

三〇年にはフランスの「外人部隊(Légion étrangère)」が創設されている。

述べている。 なされることを意味しよう。もっとも傭兵が自己の本国との戦争に参加して捕えられた場合は別である。(エン されれば戦争法上の権利義務をもつとされた。このことは軍隊に編入された傭兵は戦闘員や捕虜資格をもつものとみ の編入という事実により、それ(外人部隊)は戦争法が交戦軍隊の兵士に与えるところのすべての権利を受入れ、 を支払って雇う権利をもつ。そしてこの外人部隊は国民部隊(troupes nationales)と完全に同一視される。 軍隊 つ課すところのすべての義務を約する。」ここでは、 国家による募集の権利として位置づけられ、(エ) は、傭兵の説明のなかで中立法との関連には触れていない。 一九世紀の数少ない学説をみると、カルボー「国際公・私法辞典」(一八八五年)中の「傭兵」の項は次のように 「その勤務が買われる外国人を傭兵の軍、兵士と呼ぶ。各国は外人部隊(troupes étrangères)を給料 傭兵は軍隊に編入 ただカルボ

文中に明記された。(4) は一九○七年ハーグ第五条約すなわち「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約」の次の関連条 じくみなされること、をあげているが、この応募をめぐる中立国の権利義務についてはとくに論じていない。 への応募について論じている。それによると、中立人個人には応募資格があること、応募のときから交戦国国民と同 同じ時期にロリマーは、「応募」と題する項目の中で傭兵という用語は使っていないが中立国国民の交戦国の兵役(3)

第四条 交戦者ノ為中立国ノ領土ニ於テ戦闘部隊ヲ編成シ、 又ハ徴募事務所ヲ開設スル コトヲ得ス。

第五条 中立国ハ、其ノ領土ニ於テ第二条乃至第四条ニ掲ケタル一切ノ行為ヲ寛容スヘカラサルモノトス。

第六条 中立国ハ、交戦者ノ一方ノ勤務ニ服スル為個人カ箇箇ニ其ノ国境ヲ通過スルノ事実ニ付其ノ責ニ任セス。

左ノ場合ニ於テ、中立人ハ、其ノ中立ヲ主張スルコトヲ得ス。

1 (略) 第一七条

口 右ノ場合ニ於テ、 交戦者ノ利益ト為ルヘキ行為ヲ為ストキ、 交戦者ニ対シ中立ヲ守ラサリシ中立人ハ、該交戦者ヨリ同一ノ行為ヲ為シタル他方交戦国ノ 殊ニ任意ニ交戦国ノ一方ノ軍ニ入リテ服務スル トキ。

これらの規定により、 伝統的国際法における傭兵の地位やその取扱いが確認されたといえよう。その特徴は次の点

国民ニ比シ、

一層厳ナル取扱ヲ受クルコトナシ。

禁止の対象とはならない。 国の公平義務(とくに防止義務) たわけではない。 の権利から、 自身はいうに及ばず交戦国を含む他の国または私人であっても――を許さない義務を負う。 中立国と中立人の法的位置の区別として論じられている。このことは、無差別戦争観に基づく平時・戦時の二 しかも戦時における中立の存在を前提として成り立っていることに注意しなければならない。 すなわち、この問題は中立状態つまり一定国の戦時の状況でのみ取扱われ、しかも中立国の義務の枠で考察 部隊編成や事務所開設が中立国領域外で行われた場合、また平時であれば自国内で行なわれても、 中立国領域での交戦国のための戦闘部隊の編成や徴募事務所開設 ロリマーでは中立人の応募資格からアプローチされていたのと対比して、右のハーグ条約の義務は中立 もっとも既述のジェイ条約のように特定国間の条約や各国の国内法で右行為を禁止することは妨げ つまりこの部隊編成や事務所開設の行為自体が伝統的国際法上一般に違法とみなされてい の枠に入るものである。 しかしこの中立国の義務は右の限度にとどまりそれ以上に ――この編成や開設の主体は中立国政府 カルボーでは各国の募集 その論理的帰

七

られない。また中立人が個々に交戦国に勤務のため国境を通過するのを阻止する義務も中立国に課せられなかった。

の国民のそれと、完全に同一でなければならない」と明記された。 そのいずれかの勤務に従事する外国人文民または軍人の国際的法条件は、戦争法の適用に関して、彼らの勤務する国 えよう。なおこの点は、一九〇八年国際法学会(Institut) の決議にも 「交戦国のいずれにもその国籍が属さずかつ されず、そのさい中立(人)の利益を失うが交戦国国民と同一のないしその国民より一層厳しくはない取扱いを受け この個人の自由も無差別戦争観の基盤である近代国家における国家の行為と個人の行為の峻別による帰結ともい 個人(中立人)が交戦国の一方のため勤務すること(傭兵の場合も義勇兵の場合もあろう)は国際法上禁止

このようにハーグ第五条約の法制度――中立人の交戦国における兵役勤務(傭兵であれ義勇兵であれ)と国家と個

以後アンスティチュをはじめ学界においても一般に支持を受け、さらに無差別戦争観の崩壊

人の義務の区別――は、

スにおける中立国の義勇兵の例)をあげている。(タン) きか」と自問し「もしこの義勇兵が両交戦国にとって外国に属するなら、 の資格を失うが、しかしそのこと自体から戦闘員の資格を得る」と答え、第一次大戦における諸事例(とくにフラン のため要求される条件(識別標章、戦争法遵守)をみたしていると想定する。外国軍に従事する中立国国民は中立人 シュは同大戦直後(一九二一年)の著作の中で「戦争中さえ従事する外人義勇兵を戦闘員とみなしかつそう取扱うべ と戦争違法化への歩みをはじめた第一次世界大戦後の国際社会においても、なお妥当するものとみなされた。 肯定は疑いえない。 但し彼らが戦闘員資格 フォー

り傭兵の応募や募集などを規制する傾向も当時すでに存在していた。前述のように合衆国はその建国の当初から傭兵 以上が伝統的国際法の傭兵に関連する学説の展開および一般的法状況であるが、国家間の条約ないし国内立法によ

またはそれに従事することを禁止するものであった。 (a) 月五日の法は以後幾度か修正・補充されたが、その核心は合衆国市民が戦争中の外国の兵役を同国内において受入れ を非難するとともにそれを規制する国内措置をとり、英国とのジェイ条約でも関連規定をおいていた。一七九四年六

英国は、一八一九年対外応募法を制定し、英国王の許可なしに英国と友好関係にある国の紛争への同国内の英国人

所有者が違法に応募した者を承知のうえで乗船させまたは乗船させることを約束し、 者を勧誘するならば であると否とを問わず、英国王の領域において、同様の意図で英国王領域を立去り又は立去るため乗船するよう他の 軍隊又は海軍への応募を受入れる意図で、英国王の領域から立去り又は立去るために乗船するならば、 四項)」 法違反の罪を負うとし、さらに 「英国王の許可なしに、英国民である者が、友好国と戦争状態にある外国の 英国王の領域において、前述の外国の陸軍又は海軍への応募を受入れ又は受入れるよう他の者を勧誘するならば(第 る外国の陸軍又は海軍への参加を受入れ又は受入れることに同意するならば、また、英国民であると否とを問わず、 る者が英国領域内又は外において、英国と平和状態にある外国(本法では以下友好国と呼ばれる)との戦争状態にあ 止するに不適切であった)、一八七〇年新しい対外応募法が制定された。 同法は「英国王の許可なしに、 の応募を禁止した。しかし南北戦争にさいしこの法が有効に機能しないことが明らかになり(アラバマ号の艤装を防 (第五項)」 法違反の罪を負うとした。 さらに同法は、英国王の許可なしに、 あるいは英国王の領域内で乗船 船舶の船長または 英国民であ 英国民

(自国と平和状態にある国)との交戦国の軍隊への自国民の応募およびそのための出国、 右のように一八世紀後半から一九世紀の米英の国内立法や両国間の条約で規制を意図されたものは、 ならびに自国内における勧 自国の友好国

傭兵と現代国際法(一)

させているならば(第七項)、法違反の罪を負う、とした。

ナーナし

かえれば、 誘を禁止することであった。従って傭兵として応募することそのことが国内法や条約で違法ないし犯罪とされたので 平時戦時を問わず友好国へまた友好国と戦争中にはない外国への応募は禁止されていないことになる。 戦時における中立国の義務の枠の中には必ずしも入らない自国民の交戦国への応募とそのための出国を一

定の場合(友好国との交戦国に限定)に規制したにすぎないともいえる。 以前には傭兵提供国として知られたスイスの一八五三年刑法六五条、さらに一八五九年対外兵役へ(a)

も処罰対象としている。このようにスイスが国民の傭兵ないし義勇兵としての対外応募を国家の許可する場合を除い る者」を違法とする。つまり、 る」とし、第三条は「スイス連邦領域において、対外兵役のため募集を行なう者、スイス領域での募集禁止を逃れる る。 の応募に関するスイス連邦法は同国民の外国軍隊への応募に対し米英国内法より一層厳しい規制を課した。連邦法第の応募に関するスイス連邦法は同国民の外国軍隊への応募に対し米英国内法より一層厳しい規制を課した。 ためスイス外で設立された募集事務所の仕事に協力する者、又はこの募集に承知のうえでいかなる方法であれ協力す 一条は「スイス国民は、 この許可は、 軍事訓練のためにのみ且つ許可を得た者が連邦軍に役立ちうるためにのみ、与えられることができ 連邦政府の許可なしに、国の国民軍に属さない軍隊に外国において勤務することを、 平時におけるスイス人の対外応募も禁止し、スイス外の募集事務所の仕事への協力者

を軸にしていることがわかったが、それらの規定の妥当性はスペイン内戦(一九三六~三九年)のさい両陣営に参加 した「義勇兵」をめぐる諸国の反応と対応を通じて検証されることになった。 以上概観してきたように傭兵や自国民の対外応募をめぐる伝統的国際法、さらにいくつかの国内法の規定は中立法以上概観してきたように傭兵や自国民の対外応募をめぐる伝統的国際法、さらにいくつかの国内法の規定は中立法

て平時から一切禁止したのも永世中立維持のための細心の配慮のあとをうかがわせる。

スペイン内戦にさいして設けられたいわゆる不干渉委員会は、外国による直接干渉禁止に主眼をおくものであった

を取り上げ、一九三七年二月一六日義勇兵出発禁止を決定した。この決定のコミュニケによると、不干渉協定当事国(※) れらの者の通過及び出国に、拡大すること。心上記@項に定められた協定の拡大に効果を与えるため、それぞれの政 でスペイン又はスペインの従属地域に行こうとするスペイン以外の国籍の者のそれぞれの国における募集、 は次のことを約束する、「@二月二○日~二一日夜半から、不干渉協定を、戦争における戦闘のために応募する目的 「国際旅団(Brigades internationales)」など義勇兵のスペインへの大量流入に伴ない、この「間接」干渉問題

際法に反しまたは禁止されているとみなさなかった」と述べている。 フォードは「このことから、ヨーロッパ諸国の大多数は、外国の内戦における志願または軍事勤務への従事が現行国 も制限的な規定を有していたとはいえ、わずかの国しか対外応募や募集を違法とする国内法をもたなかった。パデル しようとするものである。これにより各国に国内措置が義務づけられたが、この決定以前多くの国が何らかの多少と この決定は不干渉協定当事国においてスペイン内戦に参加しようとする義勇兵の募集、 通過、 出国の三面から規制

府のとった措置をできるだけすみやかに国際委員会に詳細に報告すること。」(名)

置を実施した後にのみ募集を停止するという態度を表明した。この法に基づく一九三七年二月一八日デクレ(décret) 定の目的にそうものであったが、レオン・ブルム政府は一方的無条件的措置をとらず、ドイツとイタリアが類似の措 政府に許可する」法案が両院で全会一致で採択され、一九三七年一月二一日法となった。この法は不干渉委員会の決 れらの国でスペインで闘う軍隊への応募、募集、勤務は違法とされ、何らかの刑罰が科せられた。ただ特殊な例とし ところが不干渉委員会の右決定後、不干渉協定に参加している多くの国が制限的措置を採用することになった。そ(3) フランスではレオン・ブルム提出の「スペインへの義勇兵の出発を妨げるためすべての有益な措置をとることを

_

は 募集事務所の開設や営業、広告発表、通過、 出発等の禁止を定めた。(32)

うとするものではなかったように思われる。」(※) 再びパデルフォードの言葉を借りると「将来の内戦のすべての場合に一般的に拘束力ある国際法の新原則を確立しよ これらの国内措置は、 ノルウェーの法を除き、 スペイン内戦の場合にのみ適用されるアド・ホックなものであり、

兵は一九三六年九月のマドリッド防衛で知られる国際旅団に結集し、さまざまの国から自発的に参加した者から構成 を遺憾とし、これはスペイン国内事項に対する外国の干渉を構成する」という決意を採択した。他方政府側への義勇 連盟総会でも問題となり、一九三七年一○月二日総会は「スペイン領土に真の外国軍の存在を認めざるをえないこと つようになった。ナショナリスト側に派遣されるイタリア「義勇兵」は国家軍的性格を有するもので、この点は国際 不干渉委員会の決定や諸国の措置がとられて後も、義勇兵の出発はとまらず、とくにイタリア側からのものが目立

を介してすべての非スペイン戦闘員の撤退を実現し、イタリアも同政府の排他的責任のもとで一八ヵ月の役務を終え 決議を採択した。それによると、この撤退は不干渉事務局の管理下で行なわれ、撤退行動はそれぞれの側の義勇兵の 状況もからんで実現は容易ではなかった。不干渉委員会は一九三八年七月五日全会一致で外人義勇兵の撤退に関する 撤退任務を負う二つの国際委員会により行われる。この計画に対し、 ペインからの撤退をも行なう必要があった。しかしこのためには各紛争当事者の同意が必要となり、イタリアの政治 ナリスト当局は交戦権の事前の付与を条件としたため、結局実行されなかった。その後政府側は連盟の国際委員会 「間接」不干渉政策が十分効果をあげるためには、義勇兵派遣の禁止だけではなく、すでに派遣された義勇兵のス スペイン政府は一般的受諾を表明したが、

右にみたスペイン内戦への義勇兵の参加と撤退をめぐる不干渉委員会や各国の対応から、従来の国際法のこの種の

事例への適用の場合とは異なった、新しい傾向が現われているように思われる。

の義勇兵派遣禁止を義務づけることは法的には妥当でなかったはずである。 が適用されうるが、スペイン内戦では最後まで交戦団体承認は行われず(なお独伊はフランコ側に政府承 認 を 与 え た。これは新しいアプローチであった。内戦でも交戦団体承認の行われる場合第三国は中立の立場に立つから中立法 戦国への派遣問題が提起されたのに対して、スペイン内戦では不干渉原則のコンテクストで右の問題が取り上げられ た)、 右の新しいアプローチを必要とした。 従来の中立法の議論からすれば、 まず、伝統的国際法では、一定国間の戦争状態を前提に第三国(中立国)の中立義務との関連で傭兵や義勇兵の交 交戦団体承認の行われていない内戦へ

適用される一時的なものであったから、義勇兵の応募、募集、出国などはつねに外国への内政干渉を構成するものと して禁止されるという新原則を諸国が確認したものとは言い切れなかった。 らく初めてであり、これが以後の諸国の国内措置を義務づけた。もっともほとんどの国内措置はスペイン内戦にのみ 不干渉委員会の決定がこの新アプローチの契機となったのであるが、この種の決定が国際的場でなされたのはおそ

側への義勇兵派遣の禁止はフランスの主張にもあらわれていたように民主主義国家の自由の伝統を否定するものと映 義擁護と全体主義主張のイデオロギー的、 しかしイタリア「義勇兵」のナショナリスト側への大量参加のため、義勇兵一般としてその禁止を余儀なくさ 国際的対立が背景にある紛争であったことである。そのためスペイン政府

つぎに、スペイン内戦の政治的性格の特殊性ないし新しい点は、一国内の単なる権力闘争というよりも西欧民主主

以 別 没 第二 力 差 第一 長 、

れた。結果的に不干渉委員会の決定による義勇兵禁止は民主主義国家側に不利に、全体主義国家側に有利に作用した。 与えられたが、これも主に国際旅団に結集した義勇兵に該当する定義であったといえよう。 なお対象となる義勇兵の意味について、不干渉委員会の決定では制限的概念を与えられ、撤退決議では包括的概念を

大幅に進められたことは注目に価しよう。 にもかかわらず、各国の国内法で個人の対外応募、募集、自国領の通過や出国を禁止ないし規制するという措置が

これらの問題点は第二次世界大戦後新たに提起されてきた傭兵問題の法的検討を、義勇兵と傭兵の相違は別として 先取りするものを含んでいたといえる。

- (→) Nys, Ernest, Les origines du droit international, 1894, pp. 201-202; Castellan, Georges, Histoire de l'Armée, 1948, pp. 72-73. クラウゼヴィッツ「戦争論(中)」篠田英雄訳(岩波文庫)一三二、二一八頁。
- 2 (3) 傭兵をめぐる当時の議論について、Suaréz, Francisco, De Triplici Virtute Theologica, Fide, Spe Et Charitate, Yakemtchouk, Romain, L'Afrique en droit international, 1971, p. 115

in Selections From Three Works, Vol. II, Translation, 1944, (Classics of International Law), pp. 833-836

(10) Ibid., par. 15.

Vattel, Emer, Droit des Gens, 1758, Livre III, Chapitre 2, par. 13

4

- みるならば、傭兵の「許可」は中立義務との牴触の余地あるものといえよう。 国から給料の支払を受けるとしてもそれは外援軍であって(Vattel, op. cit., par. 13)傭兵ではないが、 たとえば傭兵を雇う国とスイスやその州(カントン)との間の条約(alliances)によりスイス人が前者の兵役に服しその 中立法との関連で
- 1794. in Deák and Jessup, A Collection of Neutrality Laws, 1939, Vol. II, p. 1078; Dumbauld, Edward, Neutrality りの送せ An Act in Addition to the Act for the Punishment of Certain Crimes Against the United States, June 5, 一七七六年七月四日、大陸会議(コングレス)における一三連合州(代表)の満場一致による宣言。

Laws of the United States, American Journal of International Law, Vol. 31 (1937), pp. 258, 262

- Nov. 1794, in The Consolidated Treaty Series, Edited and Annotated by Clive Parry. LL D, Vol. 52, 1793–1795, Treaty of Amity, Commerce and Navigation between Great Britain and the United States, signed at London, 19
- garde nationale から armée nationale へのプロセスについて Castellan, G., op. cit., pp. 82-92
- (日) Calvo, Charles, Dictionnaire du Droit International Public et Privé, Tome Premier, 1885, p. 502.
- うという罪ある個人に科せられる厳罰を免れえないことは、了解される。」(ibid)。 「ただ、傭兵が自己の本国に対する武力紛争に従事するとき、彼らは捕えられれば、敵の旗の下で彼らの祖国に対して闘
- <u>13</u> Communities, Vol. II, 1884, p. 179 Lorimer, James, The Institutions of the Law of Nations, A treatise of Juridical Relations of Separate Political
- 1909, Vol. I, pp. 544–545, 551; Vol. II, pp. 400 ff. これらの条文の成立経過と原文については、Scott, James Brown, The Hague Peace Conferences of 1899 and 1907,
- (15) 石本泰雄「中立制度の史的研究」昭和三三年、二六頁以下参照。
- に入れている (ibid, p. 229)。 ルトゥールのロラン(Rolin, Edouard)の説明では、このテクストは戦争の場合のみを対象とし、戦争法の適用のみを考慮 Annuaire de l'Institut de Droit International, Session de Florence, 1908, p. 228. なお、この決議案を提出したラポ
- Fauchille, Paul, Traité de Droit International Public, Tome II, 1921, par. 1074 (4).
- Deák and Jessup, op. cit., p. 1079; Dumbauld, E., op. cit., pp. 262 ff.
- se", July 3, 1819, in Deák and Jessup, op. cit., pp. 125–133 Fitting Out or Equipping, in His Majesty's Dominions, Vessels for Warlike Purposes, Without His Majesty's Licen-An Act "to Prevent the Enlisting or Engagement of His Majesty's Subjects to Serve in Foreign Service, and the
- States With Which Her Majesty Is At Peace, August 9, 1870, in Deak and Jessup, ibid., pp. 134-145. An Act to Regulate the Conduct of Her Majesty's Subjects During the Existence of Hostilities between Foreign

- Federal Penal Code, Feb. 4, 1853, Article 65, in Deák and Jessup, ibid., pp. 990-991.
- 994. この法により刑法六五条は廃止された。 Federal Law concerning Enlistment in Foreign Military Service, July 30, 1859, in Deák and Jessup, ibid., pp. 993-
- Article 23, in League of Nations, Treaty Series, Vol. CXXXV No. 311, pp. 206-207. trality, adopted by the VIth International Conference of American States and Signed at Habana, Feb. 20, 1928 も)反対してはならないが、軍隊に応募しようとする自国民の出国に反対しうる」とした。Convention on Maritime Neu 一九二八年米州諸国の海上中立条約第二三条は「中立国国民は 交戦国国民の 自発的出国に(同時に 多数出国する として
- 得ス」とした、すなわち「第二、交戦国ノ陸海空軍ノ募集ニ應シ若ハ其ノ軍務ニ従事シ又ハ軍用ニ供スル船舶、 要件とじているから、中立に関する国際法の法規又は慣例に違反するというだけでは犯罪は構成せられない」(牧野英一「刑 れは刑罰を規定しているが、犯罪の構成要件は局外中立に関する命令に譲っており、「刑法は、特に命令に違背することを 背)は「外国交戦ノ際局外中立ニ関スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」と規定した。こ 書(明治四四年詔書一三頁))とするにとどめている。なお一九○七年刑法(明治四○年四月二四日)第九四条(中立命令違 ト」(前掲書(明治三一年)一○九─一一○頁)。また一九一一年伊土戦争に対する局外中立宣言(詔書一○月三日)は「帝 舶、捕獲私船ノ船員タラシメ若ハ其ノ募集ニ応セシムルノ目的ヲ以テ他人ト契約ヲ為シ又ハ他人ヲ帝国版図外ニ送遣スルコ 船員ト為リ若ハ其ノ募集ニ應フルコト」「第三、交戦国の陸軍海軍ノ軍務ニ従事セシムルノ目的ヲ以テ又ハ軍用ニ供スル船 内ノ外被雇乗組出先ニテ兵難ニ遇ヒ及訴訟候儀不相成候事」(法令全書第三巻(明治三年)三二三頁)と述べ、また一八九 国臣民竝ニ帝国ノ管轄内ニ在ル者ハ戦局ノ終ルニ至ルマテ厳正中立ト相容レサル一切ノ行動ヲ避ケムコトヲ期セヨ」(前掲 八年米西戦争にさいして勅令八六号(四月三〇日)は「帝国臣民及帝国ノ版図内ニ在ル外国人」に次の行為を「為スコトヲ 日本についてみれば、一八七〇年普仏戦争に対する局外中立宣言(八月二九日(布)太政官)は「交戦国ノ船艦へ水先案 捕獲私船
- 25 Appendix I, pp. 205 ff. 外務省で開かれた。Padelford, Norman J., International Law and Diplomacy in the Spanish Civil Strife, 1939, pp. 69 ff, 不干渉委員会は不干渉協定参加国(ヨーロッパの二七カ国)の代表から構成され、第一回会合は一九三六年九月九日英国

法各論上巻」昭和二五年二三頁)とされる。

- ろがイタリアからの「義勇兵」の大量流入以来、この問題が新たに提起され、一九三六年十二月四日英仏両政府が義勇兵派 が、フランスが義勇兵の制限措置は民主主義国家の下での自由の伝統をくつがえす恐れがあるとして同意しなかった。とこ 遣禁止の共同歩調を呼びかけ、不干渉委員会で関係諸政府の同意がえられた。Rousseau, Charles, La Non-Intervention en 「間接」干渉禁止の最初の問題提起は 一九三六年八月ドイツによってなされ、 イタリア、 ポルトガルも それに同意した
- 27 Espagne, Revue de Droit International et de Législation Comparée, Tomé XIX, 1938-No. 4 p. 719. Texte dans l'Europe nouvelle, Supplément au No du 24 avril 1937, p. v., Padelford, op. cit., Appendix IV, p. 311
- op. cit., pp. 719 et s.; Padelford, op. cit., pp. 73-74 通達により、United States Code に言及し、スペインで兵役につく者には通常外交的保護を行わない、とした。Rousseau 外応募法のスペイン内戦への即時適用を宣言した。なお、不干渉協定参加国でない合衆国も一九三七年一月一四日国務省の とにし、ベルギーは一九三六年一二月特別立法を行なった。英国は一九三七年一月一○日外務省コミュニケで一八七○年対 スイスは連邦法令 (arrêté fédéral) で一九三六年八月二五日以後スペイン内戦に参加のためスイスを去る者を処罰するこ
- Padelford, op. cit., p. 74.
- (%) Padelford, op. cit., pp. 74-77, Appendix V, pp. 313 ff.
- の応募。前揚の措置は国際協定に定められる日付から六ヵ月間有効とする」。Rousseau, op. cit., pp. 726-727; Texte dans ためすべての有益な措置を閣議のデクレ(décret) によりとることを許可される。一、スペインの主権又は権力下の地域にお 募しようとする行為、心同じ行為のため同地域に向うすべての人の出発及び通過、二、国家領域外にいる仏国民の右軍隊へ 案は議会で否決されていた。なお、一九三七年一月二一日法第一条は次のように規定する。「政府は、次のことを防止する いて、闽スペイン及びモロッコのスペイン勢力地域を含むスペイン領土において、現に闘っている軍隊への人の応募及び応 レオン・ブルム(Léon Blum)の法案の前に、義勇兵の応募と募集を禁止しようとするデボン(Jean Desbons)議員の法 Journal Officiel, 22 janvier 1937, p. 890
- を取り上げはじめ、その理由として「旅券の悪用」をあげた(Ibid., pp. 738-739)。 Rousseau, op. cit., p. 735. また合衆国では、一九三七年九月国務省がスペイン内戦に参加して帰国する米市民から旅券
- (3) Padelford, op. cit., p. 75.

一八 (一八)

- (촜) Rousseau, op. cit., pp. 747-750
- (5) Ibid., pp. 756-757.
- tite International Instruments of General Interest, Edited by Manley O. Hudson, Vol. II, 1922-1924, 1931 助長することを許さない」ことに同意すると規定していた。 General Treaty of Peace and Amity of the Central Ameri にある者が武装遠征隊を組織し、または隣国で発生しうる敵対行為に参加することを許さない、とし、さらに、「国民、中米 can States. Signed at Washington, Feb. 7, 1923, in International Legislation, A Collection of the Texts of Multipar 人、又は外国人であれいかなる者にも、他の中米共和国の承認された政府に対する、自国領土内での革命活動を組織し又は なおすでに一九二三年中米諸国平和友好一般条約第一四条は、内政不干渉を述べるなかで、いかなる政府も、その管轄下
- 1937, 18 Dec. 1936, pp. 2793-2796.; Rousseau, pp. 720-721) ない」として争われた。(Parliamentary Debates Official Report, House of Commons, Second Volume of Session 1936-れないかぎりスペイン事件に適用されえないのではないか」と疑問を投げかけていたし、右コミュニケの有効性は労働党の 宣言のなかでも「スペイン政府軍に応募する者が、他の外国と戦争中の一外国を助けるものとみなされうることは確かでは **トな問題が惹起された。一九三六年一二月一八日下院でアトリー労働党党首は「対外応募法はフランコ将軍に承認が与えら** 英国が外務省コミュニケで一八七〇年対外応募法の即時適用を宣言したのに対して、交戦団体承認の欠如のためデリケー
- (38) 前註(27)参照。
- らゆる者を指す」とされた。Rousseau, op. cit., p. 732. の一方に対する顧問または宣伝者の役割を演じ、あるいは、当事者の一方と武器取引を行なう特定の国籍または無国籍のあ 勇兵』とは、当事者の一方の軍隊に属し、その命令下で勤務し、戦争遂行にとり本質的な勤務の維持に寄与し、紛争当事者 またはスペインの従属地域に行こうとする者」を指したが、撤退決議(一九三八年七月五日)では「撤退の必要上「外人義 不干渉委員会の一九三七年二月一六日の決定では、義勇兵はもっぱら「戦争において闘うために応募する目的でスペイン

現代の傭兵と現代国際法

一 第二次世界大戦後の傭兵と国際社会の反応)

共通して非難の対象にされている。次にいくつかの代表的な事例とそれに対する国際社会の反応や対応をまず見てみ 前の国際社会における傭兵の一般的評価とは一転して、国連やアフリカ統一機構の場において「アフリカの傭兵」は 年代のアンゴラの紛争のように植民地解放闘争と関連しておりまたいずれもアフリカ地域に集中している。そして戦 第二次世界大戦後の国際社会において傭兵使用がクローズアップされた事例は、一九六○年代のコンゴ、一九七○

(i) コンゴ

擁護の理想を掲げた義勇兵ではなく金銭的報酬目当てのかき集められた傭兵としてであった。 ツ政府による傭兵募集がスペイン内戦以来はじめての大量の「志願兵」登場の機会となった。ただし今度は民主主義 九六○~六三年のコンゴ紛争におけるカタンガ分離主義者による傭兵使用およびその後コンゴのチョンベやモブ

U)や国連の注目を集めた。国連安全保障理事会は、一九六一年二月二一日決議一六一Aで、国連の指揮下にないべ 六○年ベルギー、フランスに傭兵募集の代表団を派遣し、翌年当初には南アフリカに募集事務所を開設するなどして、 一九六一年には約五〇〇人の白人傭兵を保持したといわれている。この傭兵使用はただちにアフリカ統一機構 O A

まずベルギー領コンゴの独立直後の紛争にさいしカタンガ州の分離独立を策したチョンベ・カタンガ州首相は一九

傭兵と現代国際法(一)

一九(一九)

など隣接地域に逃げ込み、後にコンゴ政府に再び雇われたものもいた。 (3) う要請した。さらに同年一一月二四日の安保理決議一六九は、外部資金の支えでカタンガ地方行政府により違法に行 展開し、 動」をとる任務を国連事務総長に負わせた。この決議に従い、ONUCはカタンガ州占拠とともに傭兵追放の作戦を 時逮捕、法的訴追のための拘留または追放のために、必要ならば要求された範囲において武力の行使を含む厳しい行 なわれそのうえ外国傭兵により支援された分離活動を厳しく非難し、国連指揮下にない外国の軍事要員や傭兵の ルギーその他の国の軍事要員、準軍事要員、政治顧問または傭兵のコンゴからの即時退去のための措置が講じられる ことを要求し、またすべての国に対してコンゴに向うこれら要員の出国を阻止し彼らの通過や他の便宜を拒否するよ ある程度の成果をあげたが、「カタンガ憲兵隊」と呼ばれた傭兵のなかには一時的にポルトガル領アンゴラ

任務はさまざまの理由で遂行されなかった。その間コンゴ中央政府は傭兵募集を継続し、コンゴ国民軍の支援と配備(5) れねばならない」とし、OAUに本決議の枠内で企てるべき行動を安保理に十分通報するよう要請した。しかしこの コンゴに現にいる傭兵のすみやかな解雇を要請した。スタンレービル陥落後、アフリカの二二国が安保理でのこの問 アピールと同じく、コンゴ問題のアフリカによる解決をもたらすため、あらゆるところからの傭兵募集の即時停止と 幅広い国際世論の動きも傭兵のコンゴからの撤退を求めた。一九六四年九月一〇日OAU閣僚会議は、一九六〇年の ンベ政府はその抑圧にあたらせるため外人傭兵を募集し、彼らは同年一一月のスタンレービル作戦などに使用された。 しかし、 カタンガ分離問題の決着後、一九六四年コンゴ(キンシャサ)においてシンバ(Simba)暴動が発生すると、 スタンレイビル反乱団体には一定数のアフリカ諸国や社会主義諸国からも政治的支持が寄せられていたし、 一九六四年一二月三〇日安保理決議は、OAUの右決議に従い「傭兵はコンゴから緊急に退去さ

に役立てるため約一八〇〇人を集めた。

が、この計画は少くともただちには実行されなかった。モブツ将軍の新政府のもとでこの問題はいくぶん鎮静化した。 チョンベの免職(一九六五年一〇月一三日)の数日後、カサブブ大統領はすべての傭兵を解雇する意図を表明した 同政府は一定の傭兵を許容するようになった。他方チョンベ復権の企てに傭兵が利用され、アンゴラをその基地

兵の募集、訓練または通過のため利用されないことを確保するよう要請」した。さらに決議二四一(一九六七年一一 月一五日) は、 その管轄の下にある他の領域ならびにその国民がコンゴ民主共和国政府を転覆する目的で壊乱活動の準備ならびに傭 よび傭兵への便宜の提供を認めまたは許容し続けているいかなる国をも非難」し、「諸政府に対し、その領域および の作戦基地としてアンゴラを使用するのを許さない」ようポルトガル政府に要請した。一九六七年の夏、傭兵の反乱 安保理決議二二六は、両国の主張をテークノートしつつ、「外人傭兵がコンゴ民主共和国の国内事項に干渉するため にさいし、安保理は全会一致の決議二三九を採択し、そのなかで「国連加盟国政府を転覆するために、傭兵の募集お トガルを非難し、他方後者はアンゴラに傭兵がいることを否定した。こうした状況のなかで一九六六年一一月一四日 一九六六年七~八月、キンシャサ政府はポルトガル領にコンゴ侵入を企む傭兵の基地が保持されているとしてポル コンゴに対する武力攻撃のための作戦基地として傭兵がアンゴラを利用するのを妨げえなかったこと

アピールを出し、各国領域内での傭兵募集、訓練を処罰さるべき犯罪であると宣言し、各国にその国民が傭兵に応募 OAUも一九六七年ザイールのキンシャサで開かれた第四回首脳会談でOAUと国連加盟各国との協力を要請する

傭兵と現代国際法(一)

に対してポルトガルを非難した。

せるための法制度を準備する」べきアフリカの決意を表明した。翌七二年OAU第一九回閣僚会議には傭兵に関する(3) することを阻止するための法制定を訴えた。その後もこの問題の追求は続けられ、一九七一年OAU第八回首脳会談 条約の起草を委ねられた専門委員会の報告書が提出され、それを基礎に「アフリカにおける傭兵排除に関する条約」 で採択された「傭兵活動に関する宣言」は「傭兵に対するアフリカ人民と国家の闘いを調整し、調和させかつ促進さ

はなく、 コンゴのほか、ナイジェリアの内戦(一九六七~七〇年)でも双方が傭兵を使用したといわれるが大規模なもので(3) 国際的反響も呼ばなかった。

案が作成された。(9)

ポ ・ルトガルのアフリカにおける従属地域のなかでもアンゴラの非植民地化すなわち独立はギニアビサウやモザンビ

(ii)

アンゴラ

アンゴラ解放国民戦線、UNITA=アンゴラ全面独立連合)が鼎立していたことがよくあげられる。しかしポルト ークより遅れたが、その理由の一つにアンゴラには三つの解放運動(MPLA=アンゴラ解放人民運動、FNLA=

ガルとこれら三解放組織との協定に従い、一九七五年一一月一一日アンゴラの独立が宣言され、三勢力が別々に式典(ユ) を行なったが、なかでもMPLAはルアンダにアンゴラ人民共和国政府を樹立した。このような状況のなかで、 アフ

傭兵が派遣された。その正確な数字は不明であるが、これを最初に暴露したタイムズ紙などによると、一九七六年一 リカ諸国やソ連などの支持を受けたMPLAに対抗して、ザイール、南アフリカさらに西欧諸国の推すFNLA側に

月下旬一二〇名の傭兵がFNLAに加わり闘うためにロンドンからブリュッセル経由でキンシャサに向った。傭兵の

新可能であり、保安諮問サービス(Security Advisory Service)という特別組織を通じて契約される。また同年二月 伝えた。さらに同年二月八日NCBテレビのザイール特派員の報道によると、傭兵部隊の指揮官キャラン「大佐」の 五日志願兵イギリス隊と称する募集事務所の所長がアンゴラ行きを望む五○○人の傭兵の出発準備が完了したことを 給料は週一五○ポンド、出発前に特別勤務手当二五○~三○○ポンドが支払われたという。傭兵の契約は六カ月で更 命令で劣悪な「労働条件」に不平を述べた一四名の傭兵が処刑されたという。

調査委員会の設置や新立法(右法の修正を含め)の考慮も示唆した。その直後二月一六日、ウィルソン首相は傭兵募調査委員会の設置や新立法(右法の修正を含め)の考慮も示唆した。その直後二月一六日、ウィルソン首相は傭兵募 で傭兵処刑の事実を認め、また一八七〇年対外応募法のアンゴラ紛争への適用をめぐっては若干の疑問があると述べ、 この事件をきっかけに傭兵問題は英国議会でも取り上げられた。ウィルソン首相は同年二月一〇日の議会(下院)

判と平行して、アンゴラ法務省は約五〇名の各国法律家からなる「傭兵問題調査国際委員会」を設け、同委員会のメ 兵が裁判にかけられ、六月八日四人(英国人三人、米国人一人)に銃殺刑、九人に禁錮刑の判決が下された。この裁 それを非難する談話を発表した。また合衆国議会でもこの問題が取り上げられ、一九七六年八月には下院国際関係委 ンバーは右裁判に出席傍聴したほか六月には「傭兵制度の防止と抑圧に関する条約草案」なるものを作成した。 人民共和国法廷が設けられ、先の傭兵処刑事件に関連しまたアンゴラ人を虐殺したかどでキャランはじめ一三人の傭 この傭兵裁判は大きな国際的反響を呼び、とくに自国民の傭兵の死刑執行(七月一〇日)にさいして英、米政府は(E) 一九七六年二月一二日、MPLAが勝利を収め、「内戦」は終結した。アンゴラ人民共和国では五月にルアンダに

二四

(二四)

員会調査特別小委員会の公聴会まで催された。(2)

する決議を採択したにとどまった。 の場合とは異なり、一九七六年三月一日国連人権委員会がOAU加盟諸国に対してその領域内で傭兵募集禁止を勧告 右のようにアンゴラ紛争における傭兵使用や裁判に対する英米の反応は機敏であったが、 国際機関の反応はコンゴ

(iii) ベニン

者六人、負傷者五一人を出し、ベニン滞在中の外国人多数も負傷した。(3) 空港に引き返し、同じ航空機で飛び去った。事件は約三時間続いたが、グループのうち二人が殺され、ベニン側も死 市内へ向い大統領官邸近くまで進み、途中市民や建物に無差別的に発砲した。しかしベニン軍の出動により、 種々の武器をもった約一○○名の軍服着用のグループが降りたち、空港ビルなどを占拠した。その後彼らはコトヌー 一九七七年一月一六日、識別標章を付けない航空機一機がベニンのコトヌー(Cotonou)空港に無許可で着陸し、 彼らは

とを決定した。 この事件の直後ベニンの要求で開催された国連安保理は、特別調査団をこの事件の調査のためベニンに派遣するこ

37.7

のであるかぎり、ベニン国が侵略を受けたことは疑いえない。攻撃軍の大多数はベニン国民ではなく、 港に着いた部隊による武力攻撃(armed attack)にさらされた、という結論に達した。侵入軍の主たる目的はベニン の現政府の転覆であった。ベニンの領土保全、独立および主権がこの国の領域の外から来た侵入軍により犯されたも 同調査団の報告書によると、調査団は、証言と証拠に基づき、ベニン共和国が一九七七年一月一六日朝コトヌー空 金銭的動機の

ためにこの行動に参加したのであり、従って傭兵であったことは明らかである。(8)

ないかつその国民と同じくその領域およびその管理の下にある他の地域が加盟国政府を転覆するための壊乱計画なら 関する安保理決議二三九を再確認して、「すべての国家に対して、国際傭兵の提起する危険に対する最大の警戒を行 四月一四日の安保理決議四〇五はこの報告をテークノートし、前述のコンゴ民主共和国政府の転覆のための傭兵に 訓練および通過のために利用されないことを確保するよう要請する」とした。

- 1 はやくも一九六○年のOAU閣僚会議は傭兵募集中止とそのコンゴ領域からの追放を要求するアピールを出した。
- 館に出した (S/4975)。 旅券を取消すことに決定し、また外国軍に勤務しないと約束する宣言に署名しない申請者に旅券を発行しない指令を在外公 規定」を想起させたが期待された効果はなく、一九六一年一一月八日同政府はカタンダ軍での勤務を続けるベルギー国民の UN Doc. S/5002 (1961). この決議の結果、ベルギー政府は国民に「外国軍へのベルギー国民の募集を処罰する刑法典の
- 3 4 決議一九九。この決議は賛成一○、棄権一(フランス)で採択された(S/6129)。 Yakemtchouk, op. cit., p. 117.
- いたためわずかに残されていた信頼も失われたことをあげる。 その間軍事的に勝利した 中央政府は ますます 強化された。 ヤケムチュクは、その理由として、 OAU内部での 不和のほか、 叛徒指導者が 国家領域から 逃亡しカイロに 根拠を お
- 6 日カサブブ大統領のOAU会議(アクラ)での宣言参照(Yakemtchouk, op. cit., p. 118, note 22)。 コンゴ国民軍(ANC)は、 叛徒に対する作戦を行なうためには傭兵を必要としていたのである。 一九六五年一〇月二二

Yakemtchouk, op. cit., p. 118.

- L'évacuation des mercenaires du Congo, Le Monde, 8-9 octobre, 1967.
- 8 "Declaration on the Activities of Mercenaries", OAU Eighth Summit Heads of State Conference, Addis Ababa,
- 条約文については、バーチェット「アフリカの雇い兵」国本義郎訳(筑摩書房)二六五一二六七頁参照。

五(三五)

10 ナイジェリア内戦での傭兵使用について、Jorre, J. De. St., The Nigerian Civil War, 1972 Ch. 12.

Agreement between Portugal and the Angolan Liberation Movements-National Front for the Liberation of

- schedule for the access of Angola to independence, UN Doc. A/10040. of Angola (UNITA)—Meeting at Alvor Algarve, Portugal, from 10 to 15 Jan. 1975 to negociate the procedure and (FNLA), Popular Movement for the Liberation of Angola (MPLA), and National Union for the Total Independence
- No. 4, pp. 1098-1102; 1976, No. 2, pp. 555-574. Rousseau, Ch., Angola-Chronique des faits internationaux, Revue Générale de Droit International Public, 1975,
- (3) The Times, Feb. 5, 1976.

傭兵募集と応募の諸例について、バーチェット、前掲書、二六頁以下。

- は二四時間以内に英国領域内で傭兵募集を違法と宣言する法の投票の可能性を質した。Parliamentary Debates (Hansard), Fiftieth Series—Vol. 905, House of Commons, Official Report, Session 1975-76, 10, Feb. 1976, pp. 236-247 下院では、Thatcher 女史が、一八七〇年対外応募法の適用可能性を質問し、労働党議員(Anderson, Robert Hughes)
- Cmnd. 6569. いわゆる"Diplock Report." Report of the Committee of Privy Counsellors appointed to inquire into the recruitment of mercenaries, Aug. 1976.
- <u>17</u> Convention on the prevention and suppression of mercenary activity) について、パーチェット、前掲書、二三九—二四 この調査委員会(International Commission of Enquiry on Mercenaries)の役割や条約草案(draft international 朝日新聞一九七六年六月二九日夕刊。
- (2) Martin, Riley, Mercenaries and the Rule of Law, The Review, International Commission of Jurists, No. 17, Dec. 1976, pp. 51-57; Poltorak, Mercenaries on Trial, International Affairs (Moscow), 1976/10, pp. 96-104.

六、二六七—二七一頁参照。

明を発表し、遺憾の意を表明した。朝日新聞一九七六年七月一二日夕刊。 国とアンゴラの関係正常化への歩みは、いっそう難しくなろう」と述べた。キャラハン英首相も、傭兵四人の処刑につき声 米人傭兵の処刑に対し、フォード米大統領は「この処刑は不当で、是認することのできないものである。これによって米

- tional Relations, House of Representatives, 94th Congress Second Session, Aug. 9, 1976, pp. 3-4. Mercenaries in Africa, Hearing before the Special Subcommittee on Investigations of the Committee on Interna-
- Sixtieth Session, Supplement 3, E/5768, E/CN. 4/1213, p. 62. Resolution 6 (XXXII). Commission on Human Rights, Report on the Thirty-Second Session. Economic and Social Council, Official Record,
- pars. 7, 135–145 404 (1977), Security Council Official Records, Thirty-Second Year, Special Supplement No. 3, S/12294/Rev. 1, Report of the Security Council Special Mission to the People's Republic of Benin Established under Resolution
- (2) 一九七七年二月八日の安保理決議四〇四。
- homey (FLERD)))」に雇われた。一九七六年 八月三日 以来ガボン共和国大統領の顧問であった仏人 Gilbert Bourgeaud 政府を転覆し、自分らの選ぶ体制をつくるための「ダオメ解放復権戦線(Front de libération et de réhabilitation du Da-出発し、一六日朝コトヌ―に着いた。なおこの軍事作戦を請負ったモラン大佐 (Colonel Maurin) なる人物は、ベニンの現 の写真を照合させたところ、捕えられた傭兵は、これが「モラン大佐」と同一人物であるとみた。(ibid., par. 145) た攻撃者たちはパリ、 ダカールおよびアビジャンからモロッコに来て、 マラッケシ近くの Benguerir 基地で訓練を受け、 (prisoner) の証言や証拠資料から、調査団はこの傭兵の模様を次のように説明している。ヨーロッパとアフリカで募集され 一九七七年一月一五日モロッコからガボンに輸送され、そこから別の航空機で一五~一六日夜半にベニンでの行動のために Report of the Security Council Special Mission, op. cit., pars. 141-143. このグループのうち捕えられた一人の者
- すべての傭兵に関するあらゆる有益な情報を収集するため緊密に協力するようすべての国に要請している。 一九七七年一一月二四日の安保理決議四一九は、決議四〇五を再確認し、さらに一九七七年一月一六日の事件に関与した

(つづく)